

原議保存期間	10年(平成42年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付)  
庁内各局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長

警察庁 丁 人 発 第 192 号  
平 成 3 1 年 4 月 1 日  
警察庁 長 官 官 房 人 事 課 長

## 都道府県警察官昇任基準要綱の運用について

階級構成是正後の都道府県警察官の昇任基準については、「都道府県警察官昇任基準要綱の改正について」(平成31年4月1日付け警察庁丙人発第104号)により示されているところであるが、その具体的運用に当たっては、下記の事項に留意の上、適正な昇任管理に努められたい。

### 記

#### 第1 基本方針

昇任制度は、多様な能力を有する多くの職員をその能力に応じて昇任させ、それぞれの職員が持つ上位階級幹部としての適性、管理能力、専門能力及び経験等に裏打ちされた実務能力を最大限に発揮させることにより、警察力の高度化、専門化に資することを目的としている。その目的を十分に達成するためには、多様化された昇任制度が相互に有機的に機能することが重要であり、制度の運用に当たっては、各昇任制度の趣旨を踏まえた適正な運用に努めるものとする。

#### 第2 各昇任制の運用

##### 1 選抜昇任制

選抜昇任制は、学歴、年齢、在級期間等にかかわらず、人事評価や実務能力評価表等により、日常の勤務を通じてその専門的実務能力が極めて高いことが実証されている者を、その実務能力に着目して幹部に登用することを目的とする。また、かかる目的を達成するため、選抜昇任制による昇任者は、原則として昇任前部門と同一の部門へ配置するものとする。

選抜昇任制により昇任する者は、各専門分野におけるスペシャリストであるとともに幹部適性に秀でた者、例えば人事評価が3年連続A、実務能力評価が3年連続Sなどの極めて能力の高い者を想定している。したがって、そうした対象者は極めて少数であり、年度によっては、合格者が出現しない場合も考えられる。

なお、幹部適性を審査するため、課題論文及び面接を課し、その結果の優劣を勘案することも差し支えないが、選抜昇任制の趣旨を踏まえ、論文及び面接に過度の比重を置くことのないよう留意すること。

##### 2 試験昇任制

###### (1) 一般試験

一般試験は、勤務成績が優良で幅広い知識を有し優れた実務能力を有する者を、広く幹部に登用することを目的とする。

## (2) 専門試験

専門試験は、勤務成績が優良で専門的実務能力の高い者を、その実務能力に着目して幹部に登用することを目的とする。また、かかる目的を達成するため、専門試験による昇任者は、できる限り昇任前部門と同一の部門へ配置するよう努めるものとする。

## 3 選考昇任制

選考昇任制は、長年組織に貢献している者（巡査部長昇任については40歳程度以上、警部補昇任については50歳程度以上）をその豊富な職務経験による知識、技能に着目して幹部に登用することを目的とする。また、選考昇任制により昇任する者は、年齢、経験及び適性等を勘案して適材適所を旨として配置するものとする。

選考昇任制においても、幹部適性を審査するため、課題論文及び面接を課し、その結果の優劣を勘案することも差し支えないが、選考昇任制の趣旨を踏まえ、論文及び面接に過度の比重を置くことのないよう留意すること。

なお、警部階級への選考昇任については、各都道府県警察の昇任管理の実態を勘案して実施しないことも差し支えないものとする。

## 第3 各昇任制の評価方法の基準

各昇任区分における評価項目の評価方法は、実務能力を重視することを基本とし、短答式及び記述式試験の方法等については、「昇任制度の運用方針」（平成31年4月1日付け警察庁丙人発第103号）中の第2及び第3の方針による。ただし、専門試験における法学は警察実務と密接な関連を有する法学に限るものとし、憲法、行政法等のうち、警察実務と関連しない部分を除くものとする。

また、これまでも各都道府県警察においては、実務能力を重視した試験問題や配点基準、採点方法等の改善を行ってきたところであるが、試験問題の高度化や適正な試験科目数、試験時間の配分などについて引き続き改善に努められたい。

## 第4 各昇任区分間の昇任者比率

各昇任区分間の昇任者比率については、各都道府県警察において、各昇任区分の意義を十分に踏まえた上で、合理的に定めるものとする。

## 第5 各昇任区分の実施順序

各昇任区分の実施順序はそれぞれの特性を効果的に発揮するため、原則として選抜昇任制、試験昇任制の順とし、選考昇任制については、各都道府県の昇任管理の実情によるものとする。なお、この実施順序は各昇任制の序列を定めるものではない。